

料金改定Q & A

～目 次～

質 問 事 項	頁
Q 1. なぜ水道料金の改定を行うのですか？	1
Q 2. どれくらい値上がりしますか？	1
Q 3. なぜこの時期に料金改定をするのですか？	1
Q 4. 市からの税金を充てることはできないのですか？	1
Q 5. 企業債の償還見込みはどうなりますか？	1
Q 6. 水道管の更新に関してどのように考えていますか？	2
Q 7. 令和 15 年までのシミュレーションでは、管路更新率や管路経年化率はどのようになりますか？	2
Q 8. 家庭用では、基本水量 8 m ³ で基本料金が設定されていますが、1 m ³ ごとの従量料金とする検討はしなかったのですか？	2
Q 9. 旧後生掛簡易水道の料金体系は、なぜ安いのですか？	2
Q 10. この改定率であっても令和 11 年度以降は赤字となる見込みとのことですが、そのころには再度料金改定するのですか？	3
Q 11. 積立金を取り崩す経営が続くとありますが、改定した場合、令和 15 年度末での積立金残高はどのくらいになると見込んでいますか。	3
Q 12. 経費の削減などは考えられませんか？	3
Q 13. 今回の値上がりでどのように市の水道経営が改善されますか？	3
Q 14. 今後また改定はありますか？	3

Q 1. なぜ水道料金の改定を行うのですか？

本市では、人口減少等により水道料金収入の減少が見込まれている一方で、物価の高騰などによる経費の増加や水道施設の老朽化も進んでいます。

今の料金体系のままでは施設の維持管理・修繕のほか安定した運営も難しくなり、将来安定的な水道の供給が出来なくなるため今回改定を行います。

Q 2. どれぐらい値上がりしますか？

新料金は **平均で 25%の値上げ幅** となります（旧後生掛簡易水道地区は除く）。用途区分（家庭用・団体用等）や基本料金・超過料金の体系に変更はありません。

なお、今回の改定は、消費税率の改定による料金改定以外では**平成 8 年以来約 30 年ぶりの料金改定** となります。

Q 3. なぜこの時期に料金改定をするのですか？

近年の決算で純損失を計上し始めたことや、資本的収支の収支不足額を留保資金で賄いきれず、積立金を取り崩さざるを得ない状況になっています。

このままでは令和 11 年度中に積立金も枯渇し、水道事業の経営に支障をきたしてまいります。

Q 4. 市からの税金を充てることはできないのですか？

水道事業は原則として、法律の定めに基づき、皆様からの水道料金によって必要な経費を賄わなければなりません。そのため、一部の収入を除き、水道料金や手数料等の収入で水道事業を運営していく必要があります。

Q 5. 企業債の償還見込みはどうなりますか？

元金の償還は令和 4 年度がピークとなっており、その額は約 2 億 5,400 万円でした。

今後のシミュレーションでは減少傾向とはなりますが、令和 15 年度でも約 1 億 8,300 万円の返済を想定しており、企業債残高は約 19 億 4,800 万円になると見込んでいます。

Q 6. 水道管の更新に関してどのように考えていますか？

「法定耐用年数を超えたからすぐに漏水が発生する」というものではないため、すべての路線で「一刻も早い更新が必要」とは考えてはいません。

しかし、40 年を一つの更新の目安としてとらえ、「40 年を経過して、かつ漏水の頻度が多い路線」を優先して更新していきます。

Q 7. 令和 15 年までのシミュレーションでは、管路更新率や管路経年化率はどのようになりますか？

今回のシミュレーションでは、管路更新は令和 8 年度以降で、おおよそ年間で 700m から 1,000m の更新を想定しており（管の口径や土地状況によって更新距離が変わります）、管路更新率で表すと年間で 0.2% から 0.3% となります。その費用は年間で約 7 千万から 1 億円程度になるものと見込んでおります

管路経年化率は、「今後更新しない」とした場合は令和 15 年度で約 50% となり、仮に令和 15 年度まで毎年 1,000m ずつ更新したとしても、その管路経年化率は約 47% となる見込みです。

Q 8. 家庭用では、基本水量 8 m³ で基本料金が設定されていますが、1 m³ ごとの従量料金とする検討はしなかったのですか？

本市の水道料金は、家庭用であれば 8 m³ までの基本料金と 8 m³ を超えた水量に応じていただく従量料金の二部料金制を採用しています。

このうち基本料金は、浄水場や水道管の維持費や、8 年ごとに交換する水道メーターの交換費用など、水道の使用量にかかわらず生じる固定経費について、すべての利用者に一様にご負担いただく料金となります。

従量料金は、水道水の供給のための電気代や薬品費など水の使用にともない生じる経費について、使用水量に応じてご負担いただく料金です。

今回の見直しで、基本料金の廃止も検討しましたが、公平性の観点から二部料金制を継続することにしました。

Q 9. 旧後生掛簡易水道の料金体系は、なぜ安いのですか？

旧後生掛簡易水道は、平成 29 年に簡水と上水道事業会計の経営統合により現在の体系となっていますが、料金表は旧簡易水道時代のものを継承しています。

従来の上水道地区と比較して基本料金及び従量料金がかなり低い額となっていますが、十和田系や花輪系と違って水源が「湧水」であり、ろ過装置やポンプ装置等の維持管理費が非常に安価であることなどが考慮されている料金体系であったためです。ただし、改定率は他と同じく 25% としています

Q10. この改定率であっても令和 11 年度以降は赤字となる見込みとのことですが、そのころには再度料金改定するのですか？

下水道も同様ですが、国からは 3 年から 5 年に一度、現状の料金水準が適正なものかどうか検討するよう要請されています。

今回の料金改定も 4 年程度の期間で収支が均衡するよう検討してきました。そのため、今回の料金改定から 4 年経過する令和 10 年度ごろには、再度収支見込みをシュミレーションしなければなりません。ただし、料金を改定するかどうかは、そのときの社会経済情勢なども加味して判断することになります。

また、4 年が経過しなくても、経済情勢が大きく変化し、今回改定した料金水準では経営が成り立たないと判断した場合は、速やかに改定を検討することになります。

Q11. 積立金を取り崩す経営が続くとありますが、改定した場合、令和 15 年度末での積立金残高はどのくらいになると見込んでいますか。

令和 5 年度末から約 3 億 7,000 万円減少し、令和 15 年度末で約 2 億 5,900 万円になると見込んでいます。

Q12. 経費の削減などは考えられませんか？

これまでも水道部門と下水道部門の組織の一本化や、料金徴収等業務の民間委託などにより人件費の削減を図っています。

しかし物価や最低賃金の改定による人件費の上昇などにより、委託料や工事費など、以前と同じ内容のものを行っても、経費は増加している現状にあります。

もちろん、経費削減については常に努力を続けていきます。

Q13. 今回の値上がりでどのように市の水道経営が改善されますか？

料金改定により収入が増加することで、積立金残高の減少幅が緩やかになります。積立額も維持されることで、災害等不測の事態への備えや老朽化した水道施設の更新費用に充てることができ、安全な水道水の供給が確保されます。

Q14. 今後また改定はありますか？

水道は生活に欠かせない重要なライフラインです。

将来にわたって安定して水を供給するため、今後も 3 年から 5 年ごとに収支のシュミレーションをし、改定が必要かどうか定期的に検討していきます。